

千葉県立病院運営検討会議設置要綱

(目的)

第1条 県立病院の事業運営について、外部有識者から幅広く必要な助言を受けることを目的として、千葉県立病院運営検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、条例により設置される附属機関の性質を有するものではない。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 千葉県立病院新改革プランの実施状況について
- (2) その他病院局長が必要と認める事項

(委員)

第3条 検討会議は、7名以内の学識経験者等の委員で構成する。

- 2 委員は、病院局長が選任する。

(座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の同意を得て病院局長が指名し、副座長は座長が指名する。
- 3 座長に事故がある時は、病院局長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、病院局長が招集する。

- 2 検討会議は、原則として毎年1回開催するほか、必要に応じて開催できるものとする。
- 3 委員は、やむを得ない場合、代理の者を指定して会議に出席させることができる。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、病院局経営管理課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は病院局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月18日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。